

資金の代理受領に関する委任状

西暦 年 月 日

株式会社ハウス・デポ・パートナーズ殿

委任者 (申込人) 住所 _____
 氏名 _____ 実印

委任者 (連帯債務者) 住所 _____
 氏名 _____ 実印

受任者 (代理受領者) 住所 _____

名称・氏名 _____
 [委任者との関係 : _____] 印省略

- ①委任者は、上記の者を受任者と定め下記1の事項を委任いたしました。
- ②委任者は、資金の受取方法を下記2のとおり指定いたします。
- ③委任者及び受任者は、貴社に対し下記3の事項を特約いたします。

記

- 1. 委任者が貴社に借入申込を行ったハウス・デポ【フラット35】【フラット50】【つなぎローン】の資金（以下、単に「資金」という。）を、委任者に代わって貴社に請求すること及び委任者に代わって受領すること並びにこれらに関する一切の行為を行うこと。
- 2. 受任者による資金の受領方法は、次の金融機関（ネット銀行等一部不可）の口座へ振込とする。
 {受任者のご理解のうえ、下記指定した振込口座情報が確認できる通帳等の写し（口座名義人、銀行支店名記載部分）、を添付すること}

金融機関名	銀行・信金・信組 (コード)								
	本・支店・出張所 (コード)								
口座の種別	1. 普通預金	口座番号							
	2. 当座預金								
フリガナ 口座名義人 (受任者)	-----								

3. 特約事項

- (1) この請求並びに受領の方法は、委任者の責任において希望するものであり、受任者が代わりに資金を受領するに伴い、売買契約または請負契約上の瑕疵その他の事由により紛議が生じた場合でも、委任者及び受任者は、貴社及び住宅金融支援機構には一切迷惑をかけることなく、両者の間ですべて解決するものとする。
- (2) 委任者は、本件委任事項を受任者以外の者に重ねて委任しない。また、受任者は、復代理人を選任しない。
- (3) 委任者は、貴社に対して有する融資金請求の権利を他に譲渡あるいは質入れしない。
- (4) 資金のうち受任者が代わり受領するとされた金額については受任者が受領することとし、委任者はこれを受領しない。
- (5) 本件委任の解除・変更等については、全て委任者・受任者双方連署の書面により速やかに貴社に届け出るものとし、これによらない場合には、貴社が資金交付を保留しても、委任者及び受任者は、何ら異議を述べない。
- (6) 本件委任について、解除・法定の終了事由（死亡・破産等）・変更等が発生した場合には、委任者または受任者は、速やかに貴社に対し書面により届出をする（なお、上記(5)にも該当する場合には、当該届出と(5)の届出は兼ねることができる。）。また、この届出がないまま貴社が本件委任の内容に従って受任者に借入金を交付した場合には、委任者及び受任者は、貴社に対して何らの責任を問えないことを確認する受任者が委任者に代わって受領すべき金額は、資金額総額から次のイ～への諸費用等を控除した残額となることを、委任者及び受任者は了承する。なお、委任者及び受任者は、代わりに受領すべき金額の詳細を、別途交付する「ご契約に関するご説明書」にて確認する。

イ. 融資手数料

ロ. 火災保険料（火災保険料の支払いを融資額から差引の場合）

ハ. 抵当権設定にかかる登記費用（登記を貴社が代行した場合）

ニ. つなぎ融資精算金（弊社つなぎ融資を受けた場合）

ホ. その他融資手続きに要した費用（振込手数料・立替印紙税代・貴社が登記を代行した場合の司法書士手数料等）

ヘ. 委任者の指示で、委任者口座へ振込んだ諸費用分借入金

以上

(株) ハウス・デポ・パートナーズ使用欄

確認者	担当者

(20210209)